

一般家庭における水道水以外の水使用に関する  
下水道使用料の見直しについて

平成 25 年 7 月  
熊本市上下水道局

## 1 はじめに

現在、水道水の使用量に対する下水道使用料については、水道の使用水量をもとに排除される汚水量を認定し、下水道の使用料を算定しています。

一方、水道水以外(井戸水、温泉水、雨水等)の水を使用している一般家庭の下水道使用料については、水使用量の把握が困難である等の理由により、定額制(1世帯につき1,700円)としているところです。

水道の使用量については、食洗機や節水型洗濯機など節水機器の普及等によりここ数年減少傾向にあり、下水道の使用料についても、節水に応じたものとなっています。

しかし、水道水以外の水使用については、特に水道水との併用世帯において、温泉水を風呂専用を使用したり、雨水をトイレ用に使用するというように、各世帯毎に人数や使用状況の相違があるにもかかわらず、定額制の使用料であるため、人員や用途について、使用実態を考慮した料金となるように、議会ならびに市民の皆様からもご意見をいただいているところです。

上下水道局としましては、平成24年度に井戸水等の使用世帯への実態調査や政令市(19市)、中核市等(42市)への制度調査等を実施し、それらの結果を踏まえ、上下水道運営審議会のご意見を伺い、見直しを行うこととしています。

## 2 井戸水等使用の状況

### (1) 専用世帯と併用世帯の状況

	一般用	
	件数	割合
井戸水等のみ使用	5,086	63%
水道との併用	3,035	37%
計	8,121	100%

### (2) 合併前の地域ごとの状況

(件数)

	旧熊本市	旧植木町	旧城南町	旧富合町	計
井戸水(一般家庭)	5,054	111	1,750	66	6,981
井戸水のみ	3,212	106	1,715	53	5,086
水道との併用	1,842	5	35	13	1,895
温泉水	1,000	-	-	-	1,000
水道との併用	1,000				1,000
雨水(併用)	140				140
計	6,194	111	1,750	66	8,121

## 3 現在の料金体系

汚水の種類	使用料	
	基本使用料	850円
一般家庭汚水及び事業汚水 (公衆浴場汚水及び水道水以外の水の使用による一般家庭汚水を除く。)	従量使用料 (1立方メートルにつき)	1立方メートル以上10立方メートル以下 14円
		11立方メートル以上20立方メートル以下 125円
		21立方メートル以上50立方メートル以下 165円
		51立方メートル以上200立方メートル以下 200円
		201立方メートル以上500立方メートル以下 240円
		501立方メートル以上2,000立方メートル以下 280円
公衆浴場汚水	1立方メートルにつき	12円
水道水以外の水の使用による一般家庭汚水	1世帯につき	1,700円

### 水道水以外の下水道使用料改定の変遷

昭和34年8月～	1世帯(5人まで)30円、1人増すごとに5円
昭和51年10月～	1世帯につき 80円
昭和59年4月～	1世帯につき 150円
昭和64年1月～	1世帯につき 300円
平成5年6月～	1世帯につき 500円
平成9年5月～	1世帯につき1,000円
平成13年4月～	1世帯につき1,300円
平成17年11月～	1世帯につき1,700円

## 4 現在の料金体系(定額制)の問題点

### (1) 定額制であるため、使用実態に即した料金ではない

- ・ 1人世帯や2人世帯等の少使用量世帯に対応できない。
- ・ トイレ、洗濯機、食洗機等、節水機器が普及し、使用水量が減少している中で、定額制では対応できない。
- ・ 使用量が多い世帯にも対応できない。

### (2) 水道水との併用世帯と井戸水等専用使用世帯との費用負担の公平性の問題

- ・ 井戸水等の使用世帯について、水道の普及に伴い、水道水との併用世帯が増加しているが、水道水に対する下水道使用料と井戸水等に対する下水道使用料(定額)をそれぞれ徴収しており、基本料金相当部分の2重払いの問題がある。
- ・ 水道水との併用世帯については、井戸水等をトイレ、風呂、洗濯等、補完的に使用している実態があるが、下水道使用料については、井戸水等専用世帯と同一の料金であり費用負担の公平性の観点から問題がある。

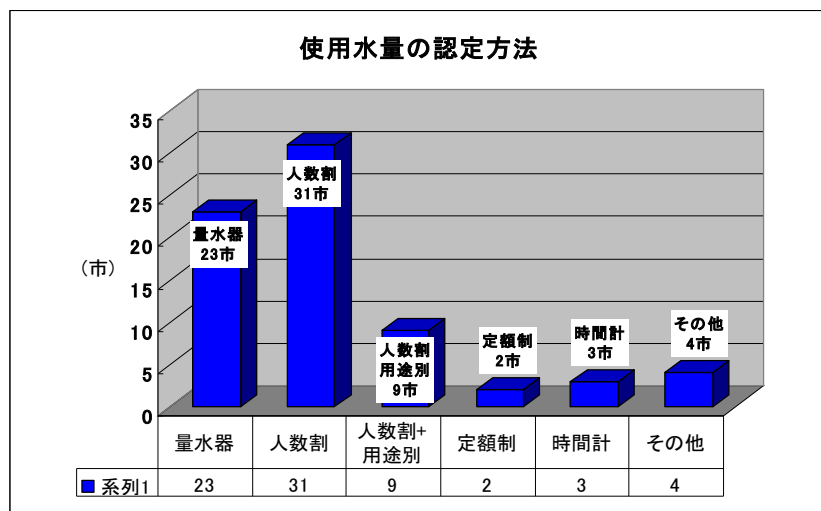
## 5 その他の問題点

### (1) 量水器未設置の問題

- ・ 水道においては、料金算定のもととなる使用水量の把握について、メーターにより計量し、下水道使用量については、水道の使用量により算定しているが、井戸水等については、温泉水使用世帯、井戸水使用世帯の一部を除き、メーターが設置されていない世帯が多く、排除された汚水量の算定ができない。
- ・ 量水器の設置を行う場合、井戸水等の給水管については、もともとメーターの設置を前提としていない構造であり、構造的、費用的に困難な場合がある。

## 5 他都市の主たる料金体系の状況

(1) 調査都市・・・政令市(19市)、中核市等(42市) 複数回答あり



## 6. 水道水以外(井戸水等)の使用世帯に対する実態調査結果

(1) 調査対象者

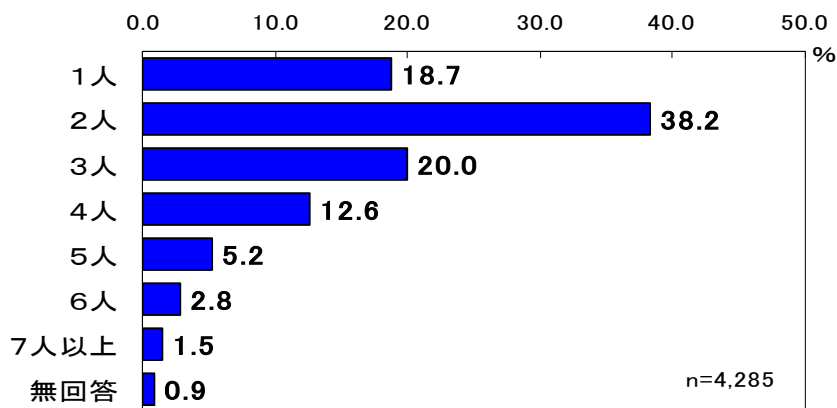
井戸水、雨水、温泉水を利用する全世帯(約7,600世帯)

(2) 調査内容

- |          |                            |
|----------|----------------------------|
| ①世帯人数    | ②生活用水の割合(井戸水等のみの使用か水道水併用か) |
| ③生活用水の用途 | ④水道水以外の使用に対する下水道使用料に関する意見  |

(3) 主な調査結果

① 井戸水等使用世帯人数別割合(回答者数 4,285人)

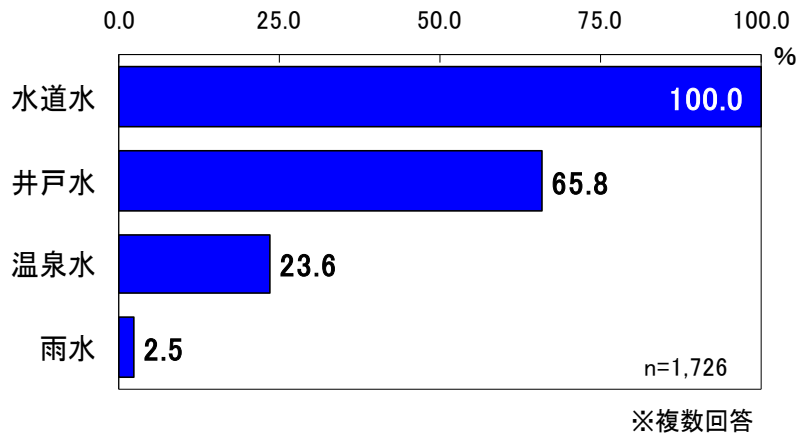


② 生活用水の割合

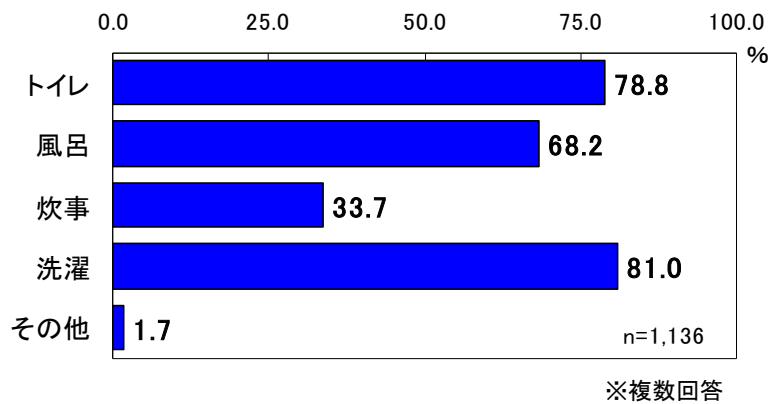
井戸水等（井戸水・温泉水・雨水）のみを使用	59.7%
水道水と井戸水等（井戸水・温泉水・雨水）との併用	40.3%

③ 生活用水の用途

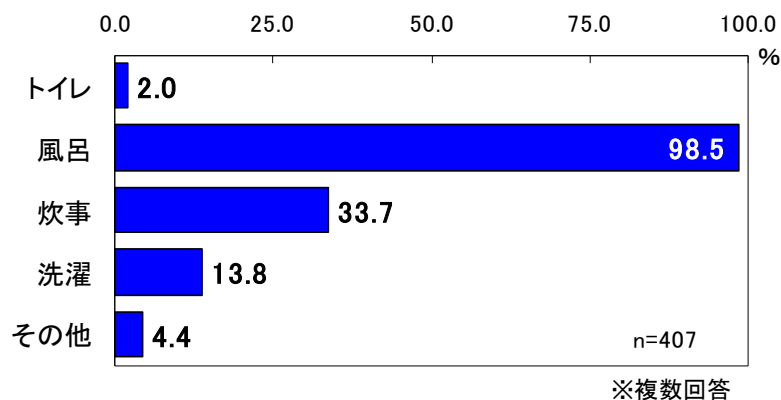
ア 水道水との併用世帯の内訳



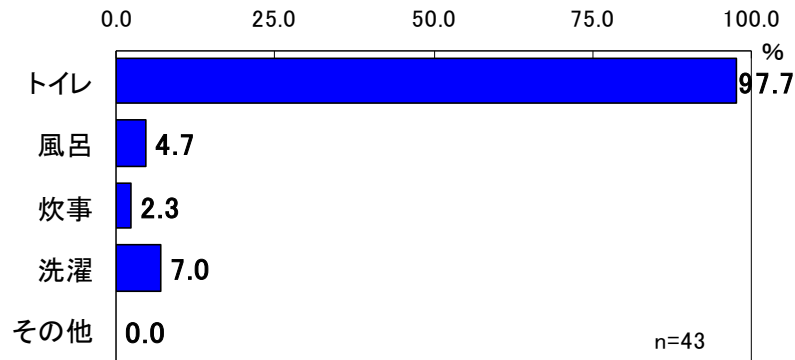
イ 井戸水の用途（水道水との併用世帯）



ウ 温泉水の用途（水道水との併用世帯）



エ 雨水の用途(水道水との併用世帯)



※複数回答

④ 水道水以外使用の下水使用料に関する主な意見 (回答数 1,150 件 複数回答)

※現在は定額制(1,700円)

内 容	件数	割合	割合
料金が高い、安くなってほしい	419 件	36.4%	
下水道の使用量や世帯人数に応じた料金にしてほしい	159 件	13.8%	57.2%
世帯人数や使用量・用途が違ってても料金が一律なのは不公平	80 件	7.0%	
料金を値上げしないでほしい	55 件		4.8%
妥当な料金だと思う、現在のままでよい	121 件	10.5%	12.1%
料金は安いと思う	18 件	1.6%	